

平成28年度事務事業評価サポーター活動報告資料
交通安全対策の推進

1

京都産業大学法学部法律学科吉澤ゼミ(武部・吉田・平瀬・小堀)

[1]事務事業評価シートに記載内容について

[2]事業評価について

[3]事業に対する提案

[1] 事務事業評価シートの記載内容について

3

① 概要

・目的

市民一人一人に、交通安全意識の普及・高揚を図り、交通事故を防止することで、安全運転の確保など交通マナーが守られる街づくりを行い、京都市を誰もが住んでよかったと実感できる安心・安全な街にする。

・背景

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止を徹底するための市民ぐるみの運動として交通事故防止に取り組む必要があることから当該事業を実施している。

・対象

市民、観光客、事業者

②対象

【市民・観光客・事業者】と記されている

《指摘》

市外からの通勤・通学をしている人は
対象とならないのか？

↳この人達のマナーの徹底

例：広告や標識で注意喚起

[2]事務事業評価について

5

①指標内容

指標1:年間の交通事故死者数

指標2:年間の交通事故負傷者数

《指摘》

類似したテーマを二つ記載するのではなく、1つにまとめるべきである。

代替案

指標1:年間の交通事故負傷者・死者数

指標2:交通安全教室の実施(歩行者向け)

②提案

指標1: 年間の交通事故負傷者・死者数

指標2: 交通安全教室の参加者数

- このように合体をし、私たちが代替案として出す、歩行者向けの交通安全教室を新たに追加したものである。

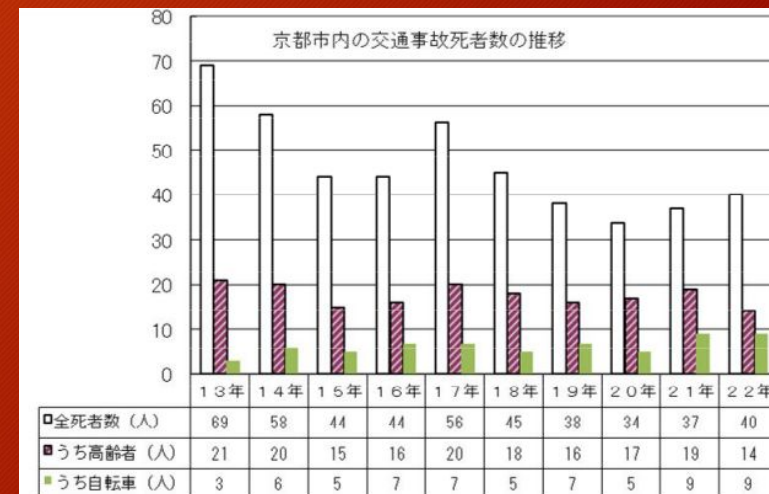
③代替案

・交通安全教室について

実施している教室の種類は多いが参加者増加のグラフを記載すべきである。

- ・「運転手<歩行者」の事故が多い
- ・高齢者の事故は減少している

京都市第9次交通安全計画より抜粋



[3]事業に対する提案

8

①指摘

- 交通安全運動の重点が子供と高齢者のみ
- 交通安全運動の実施期間の設定

②提案

- 子供と高齢者以外の対策を取り入れる
- 実施時期の増加(ex:年始など)
- 他の地域の良いところを取り入れる

③他の地域

《神戸市の取り組み》

対象：児童・中学生

保健体育や道徳などの時間を利用して歩行者としての心得、自転車の利用、危険の予測と回避、交通マナーの意味や必要性を教える。

《神戸市の取り組み》

対象：障害者

- ・自立歩行ができない方には介護者、交通ボランティア障害者に付き添う者を対象とした講習会
- ・他にも手話通訳者の配置・字幕入りビデオや点字教材などを用いて学んでもらう。

《大阪市の取り組み》

対象：幼児～高校生

- 教育機関を通じて紙芝居や保護者の手本、学習時間で実践的に学んだり関係機関との協力で学ぶ

《大阪市の取り組み》

対象：障害者

- 学校での活動や登下校での日常的な事から学んでもらう

《大阪市の取り組み》

対象：成人の方

- 子供の手本として区推進本部を中心とした地域での実践・体験・参加型交通安全教室や教育委員会が行うものなどで交通安全の意識の普及を図る

参考文献

15

- 第9次大阪市交通安全計画

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000149/149549/2.pdf>

- 第10次大津市交通安全計画

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kotsu-s/files/2803171.pdf>

- 第9次京都市交通安全計画

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000117/117232/9_shikeikaku.pdf

- 第9次神戸市交通安全計画

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/safety/img/9jikeikakuhonbun.pdf>

- 第9次和歌山市交通安全計画

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/kotuhachijikeikaku/documents/koutuuannzenkeika_ku_.pdf

- 第9次奈良市交通安全計画

<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1223265631143/files/keikaku.pdf>

ご清聴ありがとうございました